

報告第8号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月5日提出

渋川市長 高 木 勉

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年5月18日午前8時20分ごろ、

宅の敷地内に設置されている同氏所有の浄化槽にこもち加生桜並木の桜の根が侵入し、破損していることが判明したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月13日

渋川市長 高 木 勉

### 1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙

- (1) 甲は乙に対し、損害賠償金287,980円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 2 損害賠償額

287,980円